

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

2025年8月1日現在

- 当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 当診療所は、関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

### I.診療明細書について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することに致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することといたしました。明細書には、診療行為の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### II.夜間・早朝加算について

当院では、夜間診療の18:00以降の受付及び土曜午後の受付の場合、“夜間・早朝加算”を算定させていただきます。

### III.一般名処方加算

当院では、安定的に薬物治療を供給する観点から、一般名処方を推進しております。保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応することができます。当院は、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨をわかりやすく説明いたします。

なお、2024年10月より患者さまが一般名処方の処方せんから長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者さまの特別負担が発生します。

### IV.保険外負担に関する事項

当院では、予防接種、証明書・診断書等について、実費のご負担をお願いしております。内容につきましては、【自費料金一覧】をご参照ください。

### V.関東信越厚生局への届出事項に関する揭示

- ・精神科ショートケア「大規模なもの」
- ・精神科ショートケア「小規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ・精神科デイトナイトケア

### VI.指定事項について

- 健康保険指定医療機関
- 国民健康保険指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 指定自立支援医療機関(精神)
- 労働者災害補償法指定医療機関
- 原爆被爆者指定医療機関
- 難病法指定医療機関